

神石高原町告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、令和9年度及び令和10年度において、神石高原町が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和8年10月26日

神石高原町長 入 江 嘉 則

1 入札参加資格

別表第1左欄の希望業務の分野ごとに、同表右欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

(2) 主観的審査事項

- ア 神石高原町が発注した測量、建設コンサルタント等業務の業務成績
- イ 神石高原町の指名除外の状況
- ウ 神石高原町発注測量、建設コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
- エ 神石高原町発注測量、建設コンサルタント等業務における暴力団排除のための契約制限の状況
- オ ISO9001の認証取得の有無
- カ 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の学習単位数
- キ 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の認定時間数
- ク 建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の学習単位数
- ケ 障害者雇用の状況
- コ 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- サ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- シ 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- ス 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無
- セ 県による優良建設コンサルタントとしての表彰の状況

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに神石高原町に納付すべき町税の滞納がある者
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに消費税及び地方消費税の滞納がある者

カ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、神石高原町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

キ 次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- ② 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（神石高原町及び広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2の第1項から第2項及び第19項から第23項の添付書類は、別に入札参加資格審査システムにより神石高原町総務課に提出するものとする。

イ 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和8年11月1日（日）から令和8年11月30日（月）までに別に提出すべき添付書類を神石高原町総務課に到達させなければならない（期日までに申請を完了しない場合は、申請全体を無効とする。）

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、名簿を作成し閲覧に供することによって通知にかえる。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和9及び令和10年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和11年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別表第2

番号	添 付 書 類	説 明
1	入札参加資格審査申請書	
2	送信完了兼受付票	
3	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・未納の税額がないことを証明したもの。 ・課税されていない場合も提出すること。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。)別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書
4	財務諸表類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法人……直前一年の事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し ・個人……直前一年の事業年度についての、「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し ・入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
5	登記事項証明書(法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書(全部事項証明書の「履歴事項証明書」)を提出すること。
6	健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し(社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く)	
7	申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等に加入義務がない者又は適法に他の保険に加入している者のみ提出。
8	登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格の審査に係る申請を行う日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・「測量業者登録証明書」、「建築士事務所登録証明書」、「土地家屋調査士登録証明書」、「計量証明事業者登録証明書」、「不動産鑑定業者登録証明書」、「司法書士登録証明書」
9	現況報告書の副本の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設コンサルタント現況報告書」、「地質調査業者現況報告書」、「補償コンサルタント現況報告書」
10	ISO9001の認証に係る登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の営業所が認証を取得した者のみ提出。
11	CPD内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみ提出。
12	測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみ提出。

1 3	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみ提出。
1 4	建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみ提出。
1 5	障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、同法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。 ・また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。 ・県内業者のみ提出。
1 6	県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定又は登録を受けた県内業者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 7	広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定又は登録を受けた県内業者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 8	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・認定又は登録を受けた県内業者のみ提出。 ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
1 9	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの
2 0	適格請求書（インボイス）発行事業者登録通知書	
2 1	誓約書兼同意書	
2 2	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。
2 3	神石高原町に納付すべき町税について滞納がないことを証した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書を提出する日の3カ月前の日以降に発行されたものを提出すること。 ・神石高原町に納税義務がある場合のみ提出。 ・誓約書兼同意書を提出した場合は、提出不要。

備考

- 1 提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日として作成すること。

- 2 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第6項の財務諸表類の写し及び第7項の登記事項証明書に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

広島県内市町村共通様式 入札参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。（正しく入力できていない場合もピンク色になります）
エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
行の追加、削除、シートの変更などはできません。

A. 主たる営業所(本社)情報

(1) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 正式名称で入力してください。

(2) 所在地

都道府県から入力してください。

(3) 代表者役職

正式名称で入力してください。個人の場合は「代表者」と入力してください。

(4) 代表者氏名

姓と名は1文字分空けてください。

B. 契約する営業所情報

支店・営業所に入札・契約権限を委任する場合、(1)入札・契約権限の委任欄にリストから「する」を選択し、支店・営業所情報を入力してください。
(2)商号又は名称欄、(3)所在地欄は、提出いただく委任状の受任者欄と同じ内容を入力してください。

(1) 入札・契約権限の委任

リストから選択してください。

(2) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 広島営業所
正式名称で入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(3) 所在地

都道府県から入力してください。

(4) 受任者役職

例) 所長 正式名称で入力してください。

(5) 受任者氏名

姓と名は1文字分空けてください。

C. 経営情報

(1) 電子入札等システムID

電子入札等システムに登録された10桁のID番号(SID)を入力してください。

D. 希望業務実績高

希望する業種の業務高を入力してください。いずれも消費税及び地方消費税を含まない額を入力してください。
測量・建設コンサルタント業務以外の業務(建設業を兼業している場合は、その完成工事高等)の完工高は入力しないでください。

競争参加資格希望業務区分	直前2年度分決算 (千円) *1	直前1年度分決算 (千円) *1	直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円) *2
(1) 測量			
(2) 建築関係建設コンサルタント業務			
(3) 地質調査業務			
(4) 補償関係コンサルタント業務			
(5) 土木関係建設コンサルタント業務			
(6) その他業務(上記5業務以外)			
合計	0	0	0

*1 千円未満を切捨ててください。

*2 「直前2年度分決算」「直前1年度分決算」をもとに四捨五入して入力してください。

(7) 官公庁実績

希望する業種にかかる国、地方公共団体との契約実績の有無をリストから選択してください。

測量	
建築関係建設コンサルタント業務	
地質調査業務	
補償関係コンサルタント業務	
土木関係建設コンサルタント業務	
その他業務(上記5業務以外)	

委任状

令和 年 月 日

(空白の場合は電子申請日をもって提出日とする)

神石高原町長 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

私は、次の者を代理人と定め、令和9年4月1日から
令和11年3月31日まで貴町を相手方とする測量・建設コンサル
タント等業務に関する契約について次の権限を委任します。

受任者 所 在 地

商号又は名称

氏 名

(委任事項)

- 1 業務委託の入札及び見積の件
- 2 業務委託契約の締結の件
- 3 業務代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他業務実施に関する一切の件

誓約書兼同意書

私は下記の事項について誓約、同意します。

また、これらに万一違反する行為があったときは、入札参加資格の取消しの処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 令和9、10年度の入札参加資格審査申請書及び添付書類に記載した事項は、すべて事実に基づいたものです。
- 2 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項及び第2項に定める者
 - (2) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行取引を停止された者で、2年を経過しない者
 - (3) 消費税及び地方消費税又は神石高原町に納付すべき町税を滞納している者
 - (4) 営業に関し、法令の規定による必要な許可、認可等を得ていない者
- 3 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び神石高原町個人情報の保護に関する条例の趣旨を尊重し遵守します。
- 4 納付すべき町税については、滞納しないことを誓約し、また申請日から入札参加資格有効期間内の納付状況について調査されることに同意します。
- 5 神石高原町が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することに同意します。
- 6 社会保険等の加入について
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

・上記1～5に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
・過失により上記6に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

令和 年 月 日

(空白の場合は電子申請日をもって提出日とする)

神石高原町長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

納 税 証 明 願

神石高原町長 様

住所
(所在地)

商号又は
名称及び
代表者名

印

証明書の 使用目的	入札参加資格審査申請に添付する。	請求通数	通
--------------	------------------	------	---

上記の目的に使用するため、次の事項について証明を請求します。

記

令和 年 月 日以前に納付すべき町税（地方税法の
規定に基づき徴収猶予されたものを除く。）につい
て、滞納がないこと。

- ☐ 法人町民税
☐ 個人町民税
☐ 固定資産税
☐ 軽自動車税
☐ 国民健康保険税
☐ 納付すべき町税がない

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神石高原町長 入江嘉則